

三重県立子ども心身発達医療センター患者給食業務委託にかかる 企画提案コンペ参加仕様書

1 企画提案コンペの目的

三重県立子ども心身発達医療センターでは、令和5年4月1日から患者給食業務を委託する事業者を選定します。患者給食業務を行う者は患者給食業務に実績があり、栄養管理、調理技術、安全衛生管理等の社員教育を積極的に行っている意欲的な企業で、かつ、患者給食の意義や目的を理解し社員教育を徹底している者である必要があります。

また、嚥下障害や摂食困難の入所児に対し、状況に応じ適正な食事の展開を行うことができる高い技術をもった者であることが必要です。

入所児等に食事を提供するためには、上記のような優良な者を選定することが不可欠であり、受託者の選定については、企画提案コンペによって広く提案を募集し、総合的な選考によりこの業務の遂行に最適な受託者を決定します。

2 業務委託の内容

- (1) 委託業務名 三重県立子ども心身発達医療センター患者給食業務委託
- (2) 履行場所 三重県津市大里窪田町340番5 三重県立子ども心身発達医療センター内
- (3) 委託期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで
- (4) 業務内容 「三重県立子ども心身発達医療センター患者給食業務委託仕様書」に基づき、本参加仕様書で指定する内容について提案していただきます。
- (5) 委託費及び食材費限度額

委託費 総額 178,437,600 円を上限とする。(消費税及び地方消費税額を含む)

(内訳)	令和4年度	0 円
	令和5年度	59,479,200 円
	令和6年度	59,479,200 円
	令和7年度	59,479,200 円

食材費 1 患者 1 日あたり 970 円を上限とする。(消費税及び地方消費税額を含む)

3 企画提案コンペへの参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により資格(指名)停止を受けている期間中である者でないこと。
- (3) 三重県物件関係落札資格停止要綱（以下「落札停止要綱」という。）により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- (4) 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- (5) 一般財団法人医療関連サービス振興会が行う医療関連サービスマーク（患者等給食業務）の認定を受けている者であること。
- (6) 過去3年間（令和元年11月1日から令和4年10月31日）に、100床以上の規模を有する病院において、患者給食業務を履行した実績を有する者であること。

4 企画提案コンペ参加に必要な書類及び提出期限

企画提案コンペに参加を希望する者は、次のとおり申請書等を提出してください。

なお、提出した申請書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 申請書等提出期限

ア 提出期限 令和4年12月28日(水)15時まで(必着)

イ 提出場所 下記13に示す所属

ウ 提出方法 郵送又は持参

(2) 提出書類

ア 企画提案コンペ参加資格確認申請書(第1号様式)

イ 次に掲げるいずれかの書類

① 法人にあっては、「登記簿謄本」又は「現在事項証明書」、「履歴事項証明書」、「代表者事項証明書」の写し

② 個人にあっては、申請者の本籍地市区町村長発行の「身分証明書」及び東京法務局発行の「登記されていないことの証明書」の写し

ウ 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3未納税額がないこと用)」(所管税務署が過去6月以内に発行したもの)の写し

エ 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあっては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したもの)の写し

オ 一般財団法人医療関連サービスマーク振興会が行う医療関連サービスマーク制度の認定証書(患者等給食業務)の写し

カ 過去3年間(令和元年11月1日から令和4年10月31日)に、100床以上の規模を有する病院において、患者給食業務を履行した実績を示す書類(第2号様式)

※ウ及びエにあっては、新型コロナウイルスの影響により税務署等の関係機関に納税(徴収)猶予制度を受けるために申請したことで、締切日時までに納税証明書等の提出ができない場合は、申立書(第6号様式)を提出してください。

(3) 参加資格審査及び結果通知

提出された上記(2)等により参加資格審査を行います。参加資格審査の結果は、全ての参加意思表示者に対し、令和5年1月18日(水)までに通知します。

5 企画提案コンペの実施方法

この参加仕様書に基づき提出された企画提案及び見積金額について、「三重県立子ども心身発達医療センター患者給食業務委託企画提案コンペ選定委員会」において、その内容の審査を行い、総合的に最優秀提案を選びます。なお、現地の確認を希望される方は下記13に示す担当者までご連絡ください。

(1) 質問の受付期限及び回答

受付期限：令和4年12月22日(木)15時まで(必着)

提出場所：下記13に示す所属

提出方法：質疑申請書(第5号様式)を持参またはファクシミリ、電子メールにより提出してください。

※ファクシミリ又は電子メールの場合は、必ず電話で着信の確認をしてください。

すべての質問内容に対する回答は、令和4年12月27日（火）17時までに三重県のホームページの「企画提案コンペ等公告」に掲載しますので、質問の提出の有無にかかわらず企画提案書等提出前に質問の回答ページをご確認ください。

本件の事項その他に関し疑義がある場合は、下記13に示す所属に説明を求め、十分ご承知おきください。企画提案コンペ後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできません。

(2) 企画提案書提出期限

上記4(3)の参加資格審査の結果において本件コンペの参加を認められた者は、次のとおり企画提案書等を提出してください。

提出期限：令和5年1月25日（水）12時まで（必着）

提出場所：下記13に示す所属

提出内容：下記6(1)～(9)の書類

提出方法：郵送又は持参

(3) プレゼンテーションの実施

令和5年2月7日（火）

① プレゼンテーションは本人又はその代理人が行うものとします。ただし、代理人の場合は事前に委任状（第3号様式）を提出するものとします。

② 各企画提案者の説明時間は15分以内（質疑応答時間除く）としますが、会場、予定時刻については、後日調整のうえ連絡します。

(4) 選定の結果

審査結果については、最優秀提案者が決定された後、提案した全ての者に対して速やかに通知し、併せて、三重県ホームページに掲載します。

6 提出を求める企画提案資料の内容

提出書類は、A4サイズ（長辺綴じ）、100頁以内で作成し、それぞれの項目にインデックスを貼付してください。提出書類は9部とし、そのうち1部の表紙には代表者印を押印してください。（様式は任意ですが、様式が指定されている項目については、指定された様式を使用してください。）

(1) 基本理念

- ・ 会社の基本理念について
- ・ 病院給食に対する考え方（嚥下調整食等個別対応を含む）について
- ・ それらの周知方法について

(2) 組織・人員配置

- ・ 組織（会社組織、当センターにおける組織体制、総括責任者及び作業責任者に対する考え方）について
- ・ 人員配置に対する考え方について
- ・ 業務の質の確保（従業員の確保及び定着方法、従業員変更時における対応、採用方法・採用基準）について

(3) 衛生管理

- ・ 衛生管理（衛生管理マニュアル、衛生管理システム、食中毒発生時の対応と対策）に対する考え方について

- ・ 従業員の健康管理に対する考え方について
 - (4) 食材調達・管理
 - ・ 食材の調達・管理の方法について
 - ・ 品質の確保について
 - ・ 調達単位について
 - ・ 地元調達への配慮について
 - (5) 危機管理
 - ・ 個人情報の保護（秘密保持及び個人情報漏洩防止に関するマニュアル及びその周知方法）について
 - ・ 非常時の対応及び体制（災害及び事故発生時のマニュアル及びその周知方法）について
 - (6) 教育・研修
 - ・ 教育・研修に対する考え方について（様式A）
 - ・ 巡回指導について
 - ・ 調理機器等の取り扱いについて
 - (7) 業務遂行能力・受託実績
 - ・ 会社の概要について（様式B）
 - ・ 病院給食業務等の受託状況について（様式C）
 - ・ 決算内容について（直近2年分の貸借対照表、損益計算書等添付してください。）
 - (8) 業務費用
 - ・ 業務委託料及び見積内訳書、並びに食材料費の見積書（第4号様式の1～3）
 - (9) その他
 - ・ 院内保育所への給食の提供について
 - ・ その他アピールポイントについて
- ※ 提案内容は以上のとおりですが、別添「三重県立子ども心身発達医療センター患者給食業務委託仕様書」を遵守したものとしてください。

7 無効となる提案

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とします。

- (1) 提案に参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 提案者が該当コンペに2つ以上の提案をしたとき。
- (3) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (4) 参加に際して事実と反する申し込みや提案などの不正行為があったとき。
- (5) 見積書の金額又は重要な文字を訂正したとき。
- (6) 住所、氏名又は押印を欠く見積書を提出したとき。
- (7) 重要な文字の誤脱、または識別しがたい見積書を提出したとき。
- (8) 提出書類が提出期限を越えて提出されたとき。
- (9) その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

8 契約に関する事項

- (1) 当該業務を遂行できると三重県知事が判断した企画提案者であって、三重県会計規則（平成 18

年三重県規則第 69 号。以下「規則」という。) 第 65 条第 3 号の規定により作成された予定価格の範囲内で、最も優れた提案をした最優秀提案者と契約条件を協議の上、委託契約を締結します。

- (2) 契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り、）が契約の相手方となる場合は、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去 3 年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書をご提出いただく場合があります。

- (3) 契約書の作成の要否（要）

- (4) 契約書は 2 通作成し、三重県及び受託者の双方各 1 通を保有するものとします。

なお、契約金額は、見積書に記載された金額の 100 分の 110 に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。なお、消費税及び地方消費税の税率の改正があったときは、改正後の税率によるものとします。

- (5) 契約書の作成に要する費用は、すべて受託者の負担とします。

9 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

10 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」（以下「暴排要綱」という。）第 3 条又は第 4 条の規定により、落札停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

11 不当介入にかかる通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより、工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

- (2) 契約締結権者は、受託者が（1）イ又はウの義務を怠ったときは、「暴排要綱」第 7 条の規定により落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

1 2 その他

- (1) 提出された企画提案書は返却しません。
- (2) 企画提案書の作成及び提出等に要する経費は、企画提案者が負担するものとします。
- (3) 提出された各資料については、特別な事情がない限り再提出は認めません。
- (4) 契約の相手方となった場合には、仕様書等に記載された内容等を遵守し、誠実に契約を履行しなければなりません。
- (5) 企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし、落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。
- (6) 本件コンペの参加にあたり、国内の法律及び三重県における諸規程を遵守し、本参加仕様書等に基づき適正な企画提案を行わなければなりません。
- (7) 提出された資料は、三重県情報公開条例に基づき情報公開の対象となります。
- (8) 当該委託業務では、仕様内容の品質を実質的に保障するため、サービスレベルの基準を設定しています。その基準を達成できなかった場合には、委託料を減額することになります。
- (9) その他必要な事項は、規則に規定するところによります。

1 3 担当所属

〒514-0125 三重県津市大里窪田町 340 番 5

三重県立子ども心身発達医療センター 管理部 総務企画課

電話：059-253-2000 、ファクシミリ：059-253-2031

電子メール：childc@pref.mie.lg.jp

担当：荘司